主 文

本件上告を却下する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

本件上告の理由としては、上告状に、原判決は法律の適用を誤り、事実を誤認している、と記載してあるだけであつて、最高裁判所規則所定の記載があるものとは認められない(なお、上告理由書提出期間内に上告理由書を提出しない。)。

よつて、民訴三九九条ノ三、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下 飠	反 坂	潤	夫
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	高	木	常	七